

1 ページの「所得税及び復興特別所得税の確定申告・市県民税の申告」からの続きです

でも受付方法などを変更する場合があります。会場に簡易的な作成スペースを設けますが、職員によるアドバイスは行いませんので、ご自身で作成できる方はご利用ください。

申告期間

2月16日(水)～3月15日(火) (土曜・日曜日、祝日を除きますが、3月13日(日)は受け付けします)

開場 午前8時30分

受付 午前9時～正午・午後1時～3時 (提出のみは午後4時まで)

※当日の混雑状況により受付終了時間前でも、受付を締め切る場合があります。

申告会場

市役所第4庁舎1階 第4会議室

市役所で市県民税の申告が必要な方

令和4年1月1日現在、市内在住の方で確定申告は不要でも、令和3年中に次のようなるケースに該当する方は、市県民税の申告が必要です。

- ・給与所得者で、勤務先が給与支払報告書を市役所に提出していない。
・給与所得以外に所得があった。
・公的年金所得以外に所得があった。
・公的年金受給者で医療費控除や生命保険料控除を受けたい。また、扶養控除を新たに追加したい。
・所得がなかった方で、誰の扶養にもなっていない、または別世帯、市外の方の扶養になっている。
・上場株式会社などに係る配当所得などで、市県民税の計算で異なる課税方式を選択する。
※ご自分で確定申告する場合は、改めまして申告をする必要はありません。
※この申告は令和4年度の市県民税の課税資料になるほか、国民健康保険税や介護保険料の算

定基礎になりますので、収入がない場合でも申告してください。
※申告の必要な方が申告をされていないと、高所得者等学校等就学支援金制度の申請や金融資産などを受けたときには必要な税務証明を発行することができません。
※申告書などを提出する際に控えが必要な方は、必ずその場で申し出てください。後日、交付することはできません。

年金所得者の方へ

公的年金収入が400万円以下で、その他の所得が20万円以下の方は、所得税及び復興特別所得税は発生しません。確定申告をすれば還付を受けることができます。ただし、市県民税の計算に記入する源泉徴収票に医療費控除や生命保険料控除などを加える場合は、市県民税の申告が必要です。

新型コロナウイルス感染拡大防止のためお願い

- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会場内ではこまめな換気を行います。
○発熱などの症状がある方、体調のすぐれない方は来場をお控えください。
○来場される際は、マスクを着用のうえ、できるだけ一人でお越しください。

市県民税の申告書は郵送提出で

確定申告の必要がなく、市県民税の申告書の提出を希望する方は、感染対策のため、ご自分で申告書を作成し、課税課へ郵送での提出にご協力をお願いします。

市県民税申告書の提出先

〒289-1192 八街市八街35番地29 八街市役所課税課

☎443-1116



ひとり親のご家庭へ大切なお知らせ

子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)の申請期限は2月28日(月)です

公的年金などを受給しているひとり親家庭の方、または新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変したひとり親家庭の方には、児童1人あたり5万円の給付金が受け取れます。

受給対象となる方

令和4年3月末時点で18歳以下(障害のある場合は20歳未満)となる児童を監護する方で、①または②のいずれかに該当する方

①公的年金などを受給していること、令和3年4月分の児童扶養手当を受けていないひとり親
※令和3年3月末時点で、ひとり親かつ平成31年(令和元年)の収入または所得が、定められた基準額未満であることが必要です。

②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変

し収入が減少するなど、令和2年2月以降かつ、ひとり親になって以降の収入が、児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている申請時点でひとり親
※扶養義務者の収入が減少した場合も対象となります。
※1回限りの支給となりますので、本年度既に給付金を受給した方は、再度申請することはできません。

※低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)との併給はできません。

申請方法
申請書と必要書類を子育て支援課に提出してください。受給要件に該当する方に対して、申請書などを確認のうえ、指定口座に振り込みます。申請書は、子育て支援課窓口で配付するほか、市ホームページでダウンロードできます。

子育て支援課
☎443・1693

コンビニ交付サービス一時停止のお知らせ

交付停止日時

2月6日(日)

午前6時30分～正午

交付停止する証明書

住民票の写し・印鑑登録証明書・課税(非課税)証明書・所得証明書

課税課
☎443・1116

住民票の写し・印鑑登録証明書に関するお問い合わせ先
市民課
☎443・1120

課税(非課税)証明書・所得証明書に関するお問い合わせ先
2月5日(土)・6日(日)の問い合わせ先
☎443・1111(代)

要支援・要介護認定を受けている方へ

障害者手帳の有無にかかわらず、65歳以上で要支援・要介護認定を受けている方は、障害者控除対象者認定書の交付を受けることで確定申告や市県民税の申告をする際、障害者控除の対象となる場合があります。

次の要件にすべて該当する方が対象となります。
要件
・要支援・要介護認定を受けている方。
・確定申告や市県民税申告の対象となる年の12月31日に認定の有効期間があること。

※対象者が亡くなっている場合は、死亡日に認定の有効期間があること。
お持ちいただくもの
・申請書
・対象者の介護保険証
・運転免許証、健康保険証など申請者の身分を証明するもの

申請書は市ホームページからダウンロードできます。



状態区分により対象とならない場合がありますので、事前に高齢者福祉課にお問い合わせのうえ、申請をしてください。
高齢者福祉課
☎443・1491